

○山口県セミナーパーク条例

平成七年三月十四日

山口県条例第二号

改正 平成九年三月三十一日条例第一五号

平成一一年三月一六日条例第七号

平成一六年三月二三日条例第二〇号

平成一七年七月一二日条例第六一号

平成二六年三月二五日条例第一〇号

平成三一年三月一二日条例第一一号

令和四年一二月二〇日条例第四一号

令和六年一二月一七日条例第四九号

山口県セミナーパーク条例をここに公布する。

山口県セミナーパーク条例

(設置)

第一条 県民の学習活動及び交流を促進するため、セミナーパークを設置する。

(名称及び位置)

第二条 セミナーパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県セミナーパーク	山口市

(業務)

第三条 山口県セミナーパーク（以下「セミナーパーク」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 地方自治に関する研修に関すること。
- 二 社会福祉に関する研修に関すること。
- 三 介護及び福祉用具に関する相談及び情報提供に関すること。
- 四 生涯学習に関する相談及び情報提供に関すること。
- 五 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、県民の学習活動及び交流を促進するために必要な業務に関すること。

(平一六条例二〇・追加)

(使用日及び使用時間)

第四条 次の表の上欄に掲げるセミナーパークの施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施設の名称	使用日	使用時間
講堂 一般研修室 講師控室 社会福祉研修室 体育館 テニス場 クライミングウォール	一月四日から十二月二十八日 までの日	午前九時から午後十時まで
介護実習室 リハビリテーション実習室 調理実習室		午前九時から午後五時まで
運動広場 芝生広場 クロスカントリーコース		午前九時から午後七時まで
交歓室		午後五時から午後八時まで
宿泊室	一月四日から十二月二十七日 までの日	午後四時から翌日の午前九時 まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

(平一七条例六一・追加)

(使用の許可)

第五条 セミナーパークの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 講堂
- 二 一般研修室
- 三 講師控室
- 四 社会福祉研修室
- 五 介護実習室
- 六 リハビリテーション実習室

七 調理実習室

八 交歓室

九 宿泊室

十 体育館

十一 テニス場

十二 運動広場

十三 芝生広場

十四 クロスカントリーコース

十五 クライミングウォール

(平一六条例二〇・旧第三条繰下・一部改正、平一七条例六一・旧第四条繰下)

(許可の制限)

第六条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 セミナーパークの管理上支障があると認められるとき。

(平一七条例六一・追加)

(許可の取消し等)

第七条 知事は、第五条の許可を受けた者又はセミナーパークの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者（以下「使用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 知事の指示に従わないとき。

(平一六条例二〇・旧第四条繰下・一部改正、平一七条例六一・旧第五条繰下・一部改正)

(弁償)

第八条 使用者は、セミナーパークの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(平一六条例二〇・旧第五条繰下、平一七条例六一・旧第六条繰下)

(指定管理者による管理)

第九条 セミナーパークの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 第五条の許可をすること。
- 四 第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者がセミナーパークの管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平一七条例六一・追加）

（指定管理者の指定）

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、セミナーパークの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

- 一 事業計画書の内容が、セミナーパークを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、セミナーパークの効用を十分に発揮するとともに、セミナーパークの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちセミナーパークの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(平一七条例六一・追加)

(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(平一七条例六一・追加、令四条例四一・一部改正)

(利用料金)

第十二条 第五条各号に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平一六条例二〇・旧第七条繰下・一部改正、平一七条例六一・旧第八条繰下・一部改正)

(知事による管理の業務の実施)

第十三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてセミナーパークの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりセミナーパークの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、セミナーパークの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を

指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

(平一七条例六一・追加)

(その他)

第十四条 この条例に定めるもののほか、セミナーパークの管理について必要な事項は、知事が定める。

(平一六条例二〇・旧第八条繰下、平一七条例六一・旧第九条繰下)

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年条例第一五号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年条例第七号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年条例第二〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(山口県生涯教育センター条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山口県生涯教育センター条例 (昭和三十七年山口県条例第二十九号)

二 山口県社会福祉研修所条例 (平成七年山口県条例第三号)

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例 (昭和三十一年山口県条例第一号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(山口県体育施設条例の一部改正)

4 山口県体育施設条例 (昭和三十九年山口県条例第十二号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成一七年条例第六一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県セミナーパーク条例（以下「改正前の条例」という。）第七条の規定に基づき委託しているセミナーパークの管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一〇号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第一一号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第四一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第四九号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一（第十二条、第十三条関係）

（平九条例一五・平一六条例二〇・平一七条例六一・平二六条例一〇・平三一条例一一・令六条例四九・一部改正）

項	施設の名 称	区分	単位	基準額
一	講堂	専用使用	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	午前九時から正午まで 七千三十円
			午後一時から午後五時まで	九千三百九十円
			午後五時から午後十時まで	一万四千六百七十円
			午前九時から午後五時まで	一万六千四百二十円
			午前九時から午後十時まで	三万九千九十円
			延長料一時間につき	二千九百三十円
			入場料その他これに類する料金を徴収するもの	午前九時から正午まで 一万四千八十円
			午後一時から午後五時まで	一万八千七百九十円
			午後五時から午後十時まで	二万九千三百六十円

		午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	三万二千八百七十円 六万二千二百三十円 五千八百六十円
	器具の使用	一点又は一組一回につき	二千七百七十円の範囲内で知事が定める額
	備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 一 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。 二 児童等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 三 県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 四 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 五 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に七を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 六 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。		
二	一般研修専用使用	大研修室	午前九時から正午まで 三千百八十円

室			午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	四千二百五十円 六千六百七十円 七千四百三十円 一万四千百円 千三百二十円
	中研修室		午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	二千五百四十円 三千四百十円 五千三百二十円 五千九百五十円 一万二千二百七十円 千四十円
	第一〇一号室 第一〇二号室 第一〇三号室		午前九時から正午まで 午後一時から午後五時 で 午後五時から午後十時 で 午前九時から午後五時 で 午前九時から午後十時 で 延長料一時間につき	千九百十円 二千五百四十円 三千九百九十円 四千四百五十円 八千四百四十円 七百九十円
	第一セミナー室 第二〇一号室 第二〇二号室 第二〇三号室 第二〇四号室		午前九時から正午まで 午後一時から午後五時 で 午後五時から午後十時 で 午前九時から午後五時	千二百七十円 千七百円 二千六百五十円 二千九百七十円

			で 午前九時から午後十時ま で 延長料一時間につき	五千六百二十円 五百十円
		第二セミナー室 第二一五号室 第二一六号室 第二一七号室 第二一八号室 第二一九号室 第二二〇号室	〔 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時ま で 午後五時から午後十時ま で 午前九時から午後五時ま で 午前九時から午後十時ま で 延長料一時間につき	六百三十円 八百四十円 千三百二十円 千四百七十円 二千七百九十円 二百五十円
		第二〇七号室 第二〇八号室 第二〇九号室 第二一〇号室 第二一一号室 第二一二号室 第二一三号室 第二一四号室	〔 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時ま で 午後五時から午後十時ま で 午前九時から午後五時ま で 午前九時から午後十時ま で 延長料一時間につき	三百円 四百十円 六百五十円 七百十円 千三百六十円 百二十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	二千七百七十円の範

				囲内で知事が定める額
		備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 一 第一セミナー室又は第二セミナー室の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。 二 一の項の備考一から五までは、この場合に準用する。		
三	講師控室	専用使用	一時間につき	七十円
		備考 一の項の備考一から五までは、この場合に準用する。		
四	社会福祉 研修室	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	二千五百四十円 三千四百十円 五千三百二十円 五千九百五十円 一万二千二百七十円 千四十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	二千七百七十円の範囲内で知事が定める額
		備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 一 児童等が使用する場合又は社会福祉の増進を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない社会福祉に関する活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 二 一の項の備考一及び三から五まで並びに二の項の備考一は、この場合に準用する。		
五	介護実習 室	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで	四千九百六十円 六千六百二十円

			午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	一万千五百八十円 二千五十円
		備考 一の項の備考一及び三から五まで並びに四の項の備考一は、この場合に準用する。		
六	リハビリ テーショ ン実習室	専用使用	午前九時から正午まで	三千六百三十円
			午後一時から午後五時まで	四千八百五十円
			午前九時から午後五時まで	八千四百八十円
			延長料一時間につき	千五百十円
		備考 一の項の備考一及び三から五まで並びに四の項の備考一は、この場合に準用する。		
七	調理実習 室	専用使用	午前九時から正午まで	三千三十円
			午後一時から午後五時まで	四千五十円
			午前九時から午後五時まで	七千八十円
			延長料一時間につき	千二百六十円
		備考 一の項の備考一及び三から五まで並びに四の項の備考一は、この場合に準用する。		
八	交歓室	専用使用	一時間につき	七百七十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	五百十円の範囲内で 知事が定める額
		備考 二の項の備考一は、専用使用の場合に準用する。		
九	宿泊室	一般宿泊室 身体障害者宿泊室	一人一日につき	千五百二十円の範囲 内で知事が定める額
		講師宿泊室	一人一日につき	二千八百九十円の範 囲内で知事が定める

				額
十	体育館	専用使用	午前九時から正午まで	五千三百六十円
			午後一時から午後五時まで	七千七百七十円
			午後五時から午後十時まで	一万二千二百円
			午前九時から午後五時まで	一万二千五百三十円
		午前九時から午後十時まで	二万三千七百三十円	
		延長料一時間につき	二千二百四十円	
		器具の使用	一点又は一組一回につき	七百四十円の範囲内 で知事が定める額
		備考 一の項の備考一から五まで及び二の項の備考一は、専用使用の場合に準用する。		
十 一	テニス場	専用使用	一 午前九時から正午まで	千百四十円
			面 午後一時から午後五時ま	千五百十円
			に で	
			つ 午後五時から午後七時ま	九百四十円
			き で	
			午後五時から午後十時ま	二千三百八十円
			で	
			午前九時から午後五時ま	二千六百五十円
			で	
			午前九時から午後七時ま	三千五百九十円
		午前九時から午後十時ま	五千三十円	
		で		
		延長料一時間につき	四百六十円	
		備考 一の項の備考一から四までは、この場合に準用する。		
十 二	運動広場	専用使用	午前九時から正午まで	三千七百六十円
			午後一時から午後五時まで	五千三十円

			午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	三千百三十円 八千七百九十円 一万千九百二十円 千五百六十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	九百八十円の範囲内 で知事が定める額
		備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 一 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に三を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 二 一の項の備考一から四までは、この場合に準用する。		
十三	芝生広場	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	千九百十円 二千五百四十円 千五百八十円 四千四百五十円 六千三十円 七百九十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	九百八十円の範囲内 で知事が定める額
		備考 一の項の備考一から四まで及び十二の項の備考一は、専用使用の場合に準用する。		
十四	クロスカントリーコース	専用使用	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	三千八百二十円 五千百十円 三千百八十円 八千九百三十円 一万二千百十円 千五百八十円

		器具の使用	一点又は一組一回につき	九百八十円の範囲内で知事が定める額
		備考 一の項の備考一から四までは、専用使用の場合に準用する。		
十 五	クライミングウォール	専用使用	リード用	一面一時間につき 百七十円
			ボルダー用	一棟一時間につき 四十円
		備考 児童等が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。		

別表第二（第十二条、第十三条関係）

（平一六条例二〇・平一七条例六一・一部改正）

項	設備の名称	単位	金額
一	電気設備、ガス設備、水道設備、冷暖房設備又は照明設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額
二	シャワー	一回につき	実費を勘案して指定管理者が定める額